

介護テクノロジー等導入支援

【補助限度台数】 (p.5.5.ア(イ)表1)

- 施設系サービス：利用定員数÷10 (小数点以下切り上げ)
※ 3つ星事業所は2倍
- 在宅系サービス：利用定員数÷20 (小数点以下切り上げ)
※ 定員の無いサービスは1日の利用限度人数÷20
※ 3つ星事業所は2倍

【補助額】 P4 ア (ア)

- ア(ア) 補助率：4/5
- イ 基準額
- 補助額
ア(ア)とイを比較して少ない方

【付帯経費の例】 (p.3.4.【留意事項】)

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- 介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等
- (介護ソフトの場合) 導入前後に行うベンダーによるサポート費用 など

【対象介護テクノロジー等】

(1) ア 4.(1)ア
「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等

介護テクノロジー

A区分 p.5.イ 表2 1枠目
移乗支援 (装着・非装着)
入浴支援
介護業務支援に掲載されているインカム※1

(1) イ その他 ① 4.(1)イ①
「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同等水準と実施主体が判断した機器等

B区分 p.5.イ 表2 2枠目
介護業務支援に掲載されている介護ソフト

C区分 p.5.イ 表2 3枠目
A・B区分以外のもの (排泄・見守りコミュ・機能訓練・移動・認知症ケア・食事栄養管理)

(1) イ その他 ② 4.(1)イ②
介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる実施主体が判断した機器等

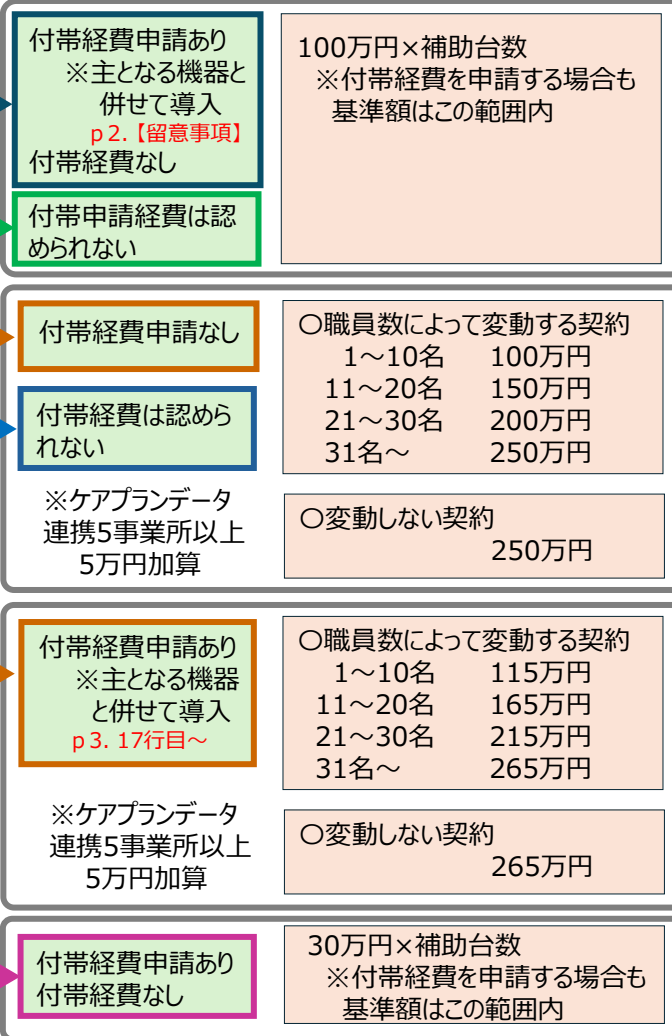
D区分 p.5.イ 表2 1枠目
バックオフィスソフト以外
重点分野に該当しない機器、調理支援など職員の負担軽減、福祉用具、インカム等、バイタル測定ウェアラブル端末※1

E区分 p.5.イ 表2 2枠目
バックオフィスソフト※1

※1：インカム、ウェアラブル端末、バックオフィスソフトは補助台数の制限を設けない
バックオフィスソフト：電子サインシステム、給与、勤怠管理等

【付帯経費】

【補助基準額】 p.5.イ 表2・表3



- ◆ リース契約や分割払いの場合は当該年度にかかる経費のみを補助対象とする
- ◆ ライセンス契約で年度内に一括払いされた場合は、複数年度分の経費を補助対象とする
- ◆ 対象外となる費用
消費税
通信料通話料等
延長保証任意加入
オプションサービス

介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

【対象介護テクノロジー等】

(1) ア 4.(1)ア
 「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等

介護テクノロジー

A区分 p5.イ 表2 1枠目
 移乗支援（装着・非装着）
 入浴支援
 介護業務支援に掲載されているインカム※1

B区分 p5.イ 表2 2枠目
 介護業務支援に掲載されている介護ソフト

C区分 p5.イ 表2 3枠目
 A・B区分以外のもの（排泄・
 見守りコミュ・機能訓練・移動・
 認知症ケア・食事栄養管理）

(1) イ その他 ① 4.(1)イ①
 「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と実施主体が判断した機器等

パッケージ（組み合わせ）で申請

B区分
 介護業務支援に分類されているテクノロジー・同水準



A・B・C区分
 連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー・同水準

※「連動することで効果が高まる」の解釈

○「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できると判断できるかという視点で判断します
 ○必ずしも、組み合わせるテクノロジーがシステムとして連動するものに限定するものではありません

※パッケージ（組み合わせ）例

- 介護記録ソフト+インカム
- インカム+見守り機器
- 介護記録ソフト+インカム+見守り機器
- 介護記録ソフト+連動する請求ソフト

【補助額】 P4 ア

ア(ア) 補助率：4/5

○補助額
 ア(ア)とイを比較して少ない方

【補助台数制限】 P5 3行目

補助台数制限を設けない

【補助基準額】

イ 基準額
 1000万円
 ※介護ソフト+付帯経費の
 組み合わせがあった場合
 +15万円

【付帯経費】 P2【留意事項】 下2行

基準額の範囲内で対象となる

【付帯経費の例】（p3.4.【留意事項】）

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- 介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等
- （介護ソフトの場合）導入前後に行うベンダーによるサポート費用 など

- ◆ リース契約や分割払いの場合は当該年度にかかる経費のみを補助対象とする
- ◆ ライセンス契約で年度内に一括払いされた場合は、複数年度分の経費を補助対象とする
- ◆ 対象外となる費用
 消費税
 通信料通話料等
 延長保証任意加入
 オプションサービス